

高松市監査委員告示第15号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年8月15日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

工事監査（随時監査）の結果に基づく措置通知について

第1 平成22年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事（付帯設備工事を含む。）について

対象部課等	都市整備部建築課
措置通知日	平成23年6月16日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
公共建築工事標準仕様書を統一すべきもの 設計に関係する書類について、高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事では、特記仕様書に記載されている適用基準として、平成19年度版の公共建築工事標準仕様書等が示されているが、同時期に発注された本工事に係る電気設備工事および機械設備工事では、平成22年度版に準拠するものとしているので、同時期に発注する工事については、適用する標準仕様書を最新版のものに統一されたい。	公共建築工事標準仕様書を統一すべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事、機械工事および電気工事において平成22年版に統一した。